

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	商店街の空き店舗減少は、区民等が日常使う商店街の活性化につながる。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	基本構想実施計画に明記されており、創業支援、商店街活性化の面で区の政策に適合する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	創業者支援、商店街活性化の観点から区が補助すべき事業である。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	創業支援、商店街活性化支援の双方に支障が出る。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	区報やホームページ等により広く周知しており、特定の事業者に固定されることなく、申請可能である。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	交付申請後、審査会を開催し、交付決定している。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	補助対象者の業種、経営態様が多岐に渡るため、事業目的に沿った効率的な補助を行うには、補助金の交付が適している。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	固定的費用である店舗賃借料が低減することにより、不安定になりがちな創業初期の経営の安定化に寄与する。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	固定的費用である店舗賃借料が低減することにより、不安定になりがちな創業初期の経営の安定化に寄与する。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	商店街の空き店舗減少は、区民等が日常使う商店街の活性化につながる。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	地方自治法、文京区補助金等交付規則等に則った補助制度としている。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	補助対象者は、店舗賃借料の負担を軽減することで経営基盤の強化を図っており、補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	使途は、賃借料の領収書等及び実績報告書の提出により、内容を審査した上で交付を行っている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	5	6	6	6
決算(予算)額	3,000	3,450	3,588	3,600
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	3,000	3,450	3,588	3,600
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	以下の6事業者に対して補助を行った。 ①cafe月の裏 ②cuisine trois haricots ③IZASA ④BoninilandChef ⑤弥助 ⑥茶房松緒			

5 課題及び今後の方向性

創業支援及び商店会の活性化に高い効果を発揮していることから、補助対象期間終了後も引き続きサポートしていけるような関係性の構築に努める。